

障害支援区分への見直し（案）に対する障全協の意見

2013年7月31日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

私たち障全協は、障害者自立支援法の法案審議の段階から利用契約制度、応益負担、障害程度区分、日割り単価を基本とした報酬体系、この4つの仕組みは介護保険へ統合するために必要なものであり、障害者の人権保障のために導入されるものではない、と強く抗議し、批判してきた。

あわせて、これらの仕組みの最大の目的が財政コントロールにあることは、介護保険制度13年の歴史が証明している。政府の都合でいつでも財政抑制できる区分認定方式は、サービス給付抑制の制御装置に他ならず、決して障害者の支援ニーズに応えるものではない。

この前提のもとで、今回の障害支援区分への見直し（案）を見ると、上記に指摘した根本的な問題はなんら改善されていないと言わざるを得ず、以下にその問題点をあげる。

まず第1に、今回の見直しの定義として「障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」にするとしているが、その具体化は、コンピュータによる1次判定の精度を上げ、とくに、知的障害や精神障害のある人たちが2次判定での変更率が高いことを是正することが最大の目的になっていることは問題である。

そもそも多くの団体がこの区分変更率の問題を指摘したのは、障害者の支援の必要度を「できる」「できない」という物差しで測ることはできないという点にあり、いくら判断基準を見直し1次判定の精度を上げて、そのことが必要な支援を提供する土台になるものではない。なぜなら、障害福祉サービスは居宅介護や就労支援など多様であり、ひとつの尺度で一律に支援の度合いを測れるものではないからである。

また、今回の見直しの中には、「できたり、できなかつたりする場合」も評価することや「施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、『自宅・単身』を想定して判断」するなど、一見すると評価基準が改善されたかのように見える部分がある。しかし、これらについてもコンピュータ判定の精度をあげることが主眼にあると言わざるを得ない。その証拠に、今回の区分見直しで認定された人の福祉サービス利用や支給決定、また報酬単価についてどのように影響するのかという一番肝心な部分がまったく示されておらず、これらへの影響を検討すること抜きに、区分の見直しをすすめるようとしていることは言語道断である。

もし、厚生労働省が障害者の支援実態に即した改善をするというのであれば、施設入所支援や重度訪問介護は区分4（一部3～）以上などという区分によるサービス対象外しを真っ先にやめるべきであり、そうした提案がないことは、今後も給付抑制を行うために、区分認定を続けるという意図があるとしたか考えられないものである。

第2に、今回の区分の見直しのすすめ方の問題性である。本来今回の見直しは、現在行われているモデル事業の結果を踏まえて検討されるべきであるが、この検証もされないまま意見募集が先行されたことは問題である。

とりわけ、2013年4月からは「難病」が障害福祉サービスの対象とされ、さらに来年4月からはグループホームとケアホームの一元化や重度訪問介護の知的・精神障害者への対象拡大が予定されている。こうした新たな拡大がされる中で、これらの対象となる人たちが、区分認定を受けて、本当に必要な支援が受けられるのかという検討を抜きに見直しをすすめることは大きな問題である。

さらに、総合福祉部会の「骨格提言」では、支給決定の在り方として、「区分は使わずに支給決定をする」とし、「新たな支給決定の基本として、①障害者本人(及び家族)の意向やその人が望む暮らし方の最大限尊重。②個人の個別事情に即した必要十分な支給量の保障。③支援ガイドラインの作成。④申請から決定まで分かりやすくスムーズにする。」との提案がされている。

しかし、今回の見直し案では、この骨格提言の実現につながる部分はほとんどなく、むしろ、障害程度区分と連動している「市町村への国・都道府県の負担額の基準（国庫負担基準）」を固定化することが心配される。この国庫負担基準については、各市町村での支給決定量の上限としている自治体が多いことから、この問題を支援区分の見直しと切り離して考えることはあってはならず、国庫負担基準の廃止を含めた検討をセットで行うべきである。

最後に、そもそも障害支援区分が必要かという問題である。これについては自立支援法違憲訴訟団と国が交わした「基本合意」において廃止を含めた抜本的な検討を行うことが約束されており、その後、この基本合意と障害者権利条約を基礎として議論された障害者制度改革において、障害関係団体の政策的一致点としてまとめられた「骨格提言」で、すでに区分は廃止すべきとの結論が出されている。国・厚生労働省は、あくまでもこの提言に沿った見直しをすすめる義務がある。

今回の支援区分の見直し（案）は、骨格提言が示す「新たな支給決定のしくみ」に近づくための提案とは到底言い難い。今回のような支給決定に関わる部分的な改定を先行するのではなく、骨格提言で提案されている「本人（家族や支援者が協力して）が策定したサービス利用計画について、市町村の支援ガイドラインに基づき、ニーズアセスメントを行う」などとする協議調整モデルの実現に向けた総合的な検討を行うことを強く要望するものである。

以上